

川岸学園設立準備委員会

第13 回地域コミュニティ・PTA 部会 報告書

日 時:令和 8 年 6 月 1 日(月)

午後 6 時 30 分～8 時 15 分

1. 次 第

1. 開会
2. 川岸学園 義務教育学校及び認定こども園の名称(最終案)について
3. 川岸学園 PTCA 会則(案)の継続審議について
4. その他
5. 閉会

2. 配布資料について

- ・部会報告書(第12回)
- ・川岸学園 義務教育学校及び認定こども園の名称(最終案)について
- ・川岸学園 PTCA 会則(案)(修正反映版)

3. 会議内容

(1)資料「川岸学園 義務教育学校及び認定こども園の名称(最終案)」の説明

- ・名称の決定: 公募結果に基づき、義務教育学校は「岡谷市立川岸学園義務教育学校」、認定こども園は「岡谷市立かわぎし認定こども園」とする最終案が提示された。地域名「川岸」を継承しつつ、新教育モデルとしての「学園」を校名に組み込み、園名は幼児への親しみやすさを考慮し「ひらがな表記」とした。
- ・運用の工夫: 義務教育学校の日常的な呼称や通知等には、実用性を重視して「川岸学園」を使用することを確認した。
- ・今後の予定: 6 月 8 日からパブリックコメントを実施し、7 月に正式決定、9 月に条例案を市議会へ提出するスケジュールが示された。

(2)川岸学園 PTCA 会則(案)の修正および組織図の整理

- ・「監査委員」の設置と独立: 従来の「監事」を「監査委員」に名称変更した(第 7 条、第 8 条等)。監査の独立性を高めるため、組織図上でも理事会から独立した別組織として位置づけ、任務から「業務執行」を削除し「会計状況の監査」に特化させる(第 9 条第 4 項)。
- ・「総務会」への改称: 迅速な意思決定のため、従来の役員会を「総務会」に改称した(第 11 条、第 15 条)。構成員は「会長、副会長、会計、事務局、地域代表」とし、必要に応じて会長が招集する運営形態とする。

4. 主な意見

(1) 役員選出基準と負担軽減について

・選出単位：各学年 1 名とする案も検討されたが、選出のしやすさを考慮し、当面は「各クラス 1 名」を基本とする。ただし、生徒数に応じた柔軟な運用(かっこ書き等での補足)を検討していく。

・活動のスリム化と多様な協力：前例踏襲を排し、保護者の負担を軽減する視点が重要との意見が出された。

(2) 地域への周知について

・7 月 8 日の「川岸学園健全育成の会」において、PTA 部会から会則案や進捗状況について 15 分程度の説明を行うことで合意した。

5. 今後の検討事項

・細則の策定：役員選出の詳細な基準や免除規定等を定める「細則(内規)」の準備を、次回の 6 月 29 日会議までに行う。

・報告資料の作成：地域説明会に向け、組織図と連動した分かりやすい周知資料の作成を進める。

6. 次回の日程について

令和 8 年 6 月 29 日(月) 午後 6 時 30 分 開催予定